

【ステージⅡ（本格フェーズ）】

（課題提案者の要件等）

Q32 複数の研究開発機関が連名で応募できるか。

A32 産学共同研究チームに複数の研究開発機関が参加することは可能ですが、連名での応募はできません。研究責任者 1 名を選んで応募してください。また、研究開発体制には要件があります。詳しくは公募要領の「4.2.3 研究開発体制、研究開発機関の要件」をご参照ください。

（本格フェーズへの応募について）

Q33 技術シーズとして特許（出願中のものを含む）がないと応募できないのか。

A33 大学等の研究成果に基づく技術シーズとして、特許権等の知的財産権として確保されていることを期待しますが、無い場合も応募できます。しかしながら、特許を既に保有しているか否かに拘わらず、企業等への技術移転に向けて特許やノウハウ等の形成に関してどのような取組を実施するのか記載することが必要です。

Q34 中小企業とはどのように定義されているのか。

A34 以下の①、②の要件を全て満たす企業であることが必要です。

①日本国内に法人格を有する民間企業[※]であって、中小企業基本法等に定められている以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当すること。

※民間企業とは、株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社のいずれかを指します。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は 出資の総額)	従業員基準 (常時雇用する 従業員の数)
製造業、建設業、運輸業	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3 億円以下	900 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業(以下 3 業種を除く)	5,000 万円以下	100 名以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下

	旅館業	5,000 万円以下	200 人以下
	卸売業	1 億円以下	100 人以下
	上記以外の業種	3 億円以下	300 人以下

②課題提案が属する技術分野に関する研究基盤を有すること。

(届出書)

Q35 本格フェーズに応募するにあたり、企業等との共同研究等の契約書を提出する必要はありますか？

A35 応募時に企業等との共同研究契約書等の提出は必要ありません。本格フェーズに応募するにあたっては、研究責任者と参画する企業等が連名で「研究成果展開事業 研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP) 産学共同 ステージⅡ (本格フェーズ) 共同研究に関する届出書」を作成し、応募時に提出していただきます。採択後、届出書とは別に、課題を推進する上で、必要な共同研究契約等を参画機関間で締結してください。なお、共同研究契約等は必要に応じJSTから確認をさせていただくことがあります。

Q36 届出書の企業等側の署名者は、代表者（代表取締役等）にする必要がありますか。

A36 届出書への署名者は、その記載内容に関して決定する権限を有する者であれば、必ずしも機関の代表者（代表取締役等）である必要はありませんが、参画機関間で締結する共同研究契約等の企業等側の署名者と揃えてください。

Q37 複数の企業が参画する場合、届出書はどのように作成したらよいですか。

A37 複数の企業等が参画する場合は、企業等毎にそれぞれ届出書を作成してください。

(研究開発費)

Q38 本格フェーズにおいて、企業等に対してJST委託研究開発費を支出できるか。

A38 本格フェーズにおいて、JSTは原則として大学等に対して委託研究開発費を支出し、企業等へ支出いたしません。また、大学等から研究開発の一部を企業等に再委託することはできません。ただし、研究開発開始後、大学等において研究開発を実施することが出来ない状況が発生する等、企業等への委託研究開発費の支出が必要不可欠であるとJSTが判断する場合、それを認めることがあります。

(評価)

Q39 研究開発期間が終了した時に達成されていなければならないことは何か。

A39 産学の共同研究により実用化に向けた可能性を検証し、中核技術の構築に資する成果の創出と、その成果を大学等から企業等へ技術移転されることを目標としています。

終了後には、以下のような判断が出来ることを期待します。

- ・企業が、実用化が可能かどうかを見極められる
- ・企業が研究開発を引き取ることができる
- ・NEDO事業等の開発フェーズに移行できる

(研究期間終了後の開発研究)

Q40 研究開発で得られた成果の展開について、JSTはどのように考えているか。

A40 実用化に向けて、企業を中心とした研究開発を継続していただくことをお願いします。A-STEPの「実装支援」等の制度を活用していただき、製品化や事業化を進めていただくことができます。

(成果の実施状況報告)

Q41 研究開発終了後、調査はあるのか。

A41 研究開発終了後、追跡調査（フォローアップ）を行います。その他必要に応じて、実用化進捗状況の調査にご協力いただきます。